

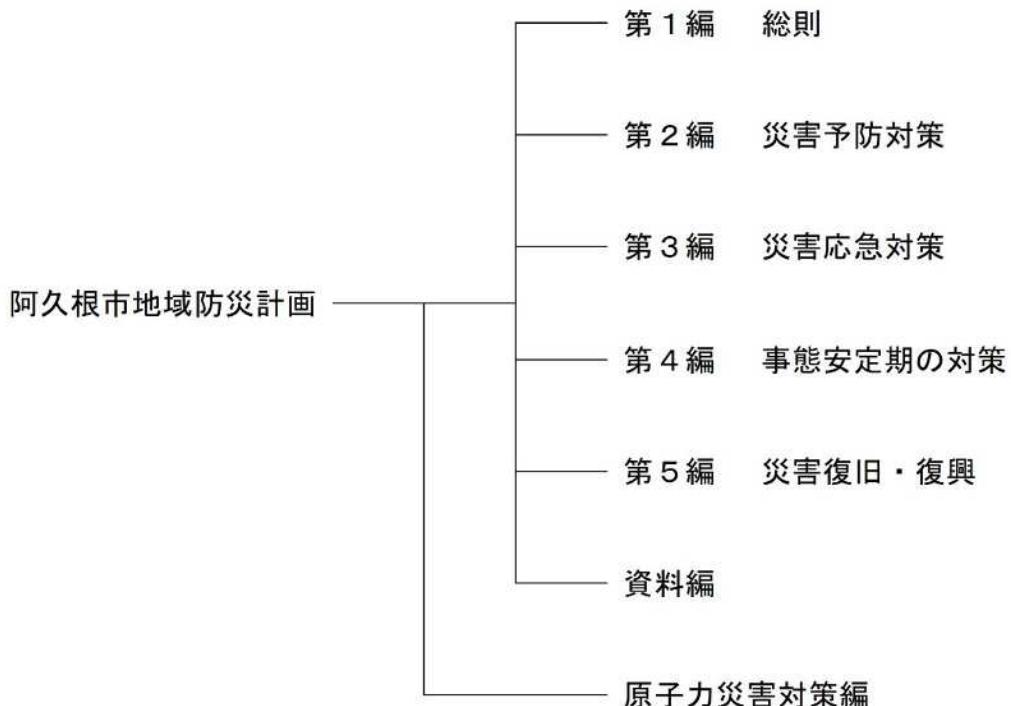
令和7年度阿久根市地域防災計画修正の概要

1 阿久根市地域防災計画について

阿久根市地域防災計画は、災害対策基本法第42条及び阿久根市防災会議条例の規定に基づき、阿久根市防災会議が作成する計画である。

市が行うべき予防、応急、復旧・復興等の災害対策を中心に、関係機関や住民、事業者などと連携を図りながら、防災対策を推進するための基本的事項を定め、本市における防災の万全を期することを目的としている。

なお、計画の構成は、次のとおり。



2 計画修正の要旨

自然災害や原子力災害対策の充実強化等を図る観点から、防災基本計画、原子力災害対策指針など国の各種制度の改正及び県地域防災計画の修正を踏まえるとともに、全国各地の自然災害からの教訓や、本市防災体制の整備状況等の内容を踏まえて、所要の修正を行う。

3 主な修正点

1 能登半島地震を踏まえた修正

能登半島地震において、孤立集落の発生、ライフラインの損傷、避難所運営における課題が発生したこと等を踏まえ、孤立化の発生等を見据えた物資輸送手段の確保や、道路啓開体制の整備、避難所における段ボールベッド等の早期設置や、福祉的な支援の充実・強化等について修正を行った。

(1) 通信・広報体制の整備

災害に強い通信回線の整備・多重化・耐震化を図るとともに、通信が途絶している地域で、衛星通信を利用したインターネット機器の整備を推進する旨を追記した。

【風水害編新旧対照表 P 4】

【原子力災害対策編新旧対照表 P 3】

(2) 消防防災力の強化

ア 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実や処遇の改善、やりがいを持って活動できる環境づくり等について追記した。

【風水害編新旧対照表 P 4】

イ 多様な災害に対応できる消防ポンプ自動車等の資機材等の整備促進に努める旨を追記した。

【風水害編新旧対照表 P 5】

(3) 避難所の管理運営

ア 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、トイレカー等により快適なトイレの設置に配慮するよう努める旨を追記した。

【風水害編新旧対照表 P 5・25】

【原子力災害対策編新旧対照表 P 3・8】

イ 避難所における福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める旨を追記した。

【風水害編新旧対照表 P 25】

【原子力災害対策編新旧対照表 P 8】

(4) 緊急輸送道路活動に資する啓開体制の整備

道路管理者は、道路啓開や応急復旧等を迅速に行うため、関係機関と連携してあらかじめ道路啓開等の計画を作成する旨を追記した。

【風水害編新旧対照表 P 11・19・20】

2 国の施策の進展等を踏まえた修正

(1) 土砂災害危険箇所の廃止に伴う修正

昭和 41 年度以降、土砂災害に対する警戒避難体制の整備等に資することを目的に「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらの総称としての「土砂災害危険箇所」が調査・公表されてきたが、令和 6 年度より、警戒避難体制の整備等を要する区域としては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条に規定する「土砂災害警戒区域」、同法第 9 条に規定する「土砂災害特別警戒区域」及びこれらの総称としての「土砂災害警戒区域等」を使用し、「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらの総称としての「土砂災害危険箇所」を使用しないこととされたため修正を行った。

【風水害編新旧対照表 P 3、16】

(2) 水防法改正に伴う修正

令和 3 年の水防法の一部改正により、洪水浸水想定区域の作成の対象河川が、これまで対象ではなかった二級河川も作成の対象となったことから、洪水浸水想定区域の指定及びハザードマップ作成等について追記した。

【風水害編新旧対照表 P 3】

(3) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

在宅避難者、車中泊避難者等に対する支援方法の検討や、支援に必要な物資の備蓄等に努める旨を追記した。

【風水害編新旧対照表 P 6、25】

【原子力災害対策編新旧対照表 P 9】

(4) 南海トラフ地震臨時情報発表時の呼びかけの充実

南海トラフ地震臨時情報発表時にるべき防災対応について、平時との違いを意識した図等を用いるなど、直感的で分かりやすい説明となるよう努める旨を追記した。

【風水害編新旧対照表 P 23】

(5) 原子力災害対策指針の改正に伴う修正

発電所から概ね 5 km から 30 km 以内の U P Z においては、予防的な防護措置を含め、段階的に屋内退避、避難、一時移転を行うこととなっているが、屋内退避の継続は実施後 3 日目を目安に国が判断することや、発電所の状態（放射性物質の放出が無い場合）によっては、屋内退避期間中の外出も許可されること等、屋内退避に関する運用の考え方には加筆修正が加えられ、令和 7 年 10 月 3 日付けで改正されたことに伴い、修正を行った。

【原子力災害対策編新旧対照表 P 8～9】

3 県地域防災計画との整合に係る修正

(1) 指定地方行政機関の追記

県地域防災計画との整合を図るため追加、修正を行った。

【風水害編新旧対照表 P 1～2】

(2) 地域が孤立した場合の物資輸送手段の確保

交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める旨を追記した。

【風水害編新旧対照表 P 7】

(3) 孤立化集落対策マニュアルの修正

能登半島地震等の近年の自然災害から得られた知見等を踏まえ、防災関係機関等との連携強化、通信手段やヘリコプター用地の確保、自主防災組織等による避難所運営など集落内の防災力の充実・強化等について修正した。

【風水害編新旧対照表 P 7～11】

(4) 外国人の安全確保について

外国人へのライフライン等の復旧状況や避難場所等の災害に関する情報について、市ホームページやSNS等を通じて情報提供を行う旨を追記した。

【風水害編新旧対照表 P 22】

(5) その他の修正

時点内容の修正や記載の適正化を行い、県計画等との整合を図った。

4 その他の修正

(1) 指定避難所の修正、指定緊急避難場所の追加

指定避難所の名称について、旧大川中学校を大川地区公民館として利用していること、又指定緊急避難場所について、令和7年5月に締結した「津波、洪水時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定」に基づき、新たにビジネスホテル ロックスインを追加した。

【風水害編新旧対照表 P 17】

(2) その他の修正

時点内容の修正や記載の適正化を行った。